

No. 140(2015/3)

## アップル 対 サムスン (iPhone 大合議事件) 知財高判平成 26 年 5 月 16 日判時 2224 号 146 頁・判タ 1402 号 166 頁<sup>1</sup>

紋谷崇俊 (弁護士・弁理士・NY 州弁護士)

本件は、FRAND 宣言がなされた標準規格必須宣言特許に基づく権利行使に係る知財高裁大合議事件であり、東京地判平成 25 年 2 月 28 日(平成 23 年(ワ)38969 号債務不存在確認請求事件)<sup>2</sup>の控訴事件判決である(①事件)。

なお、本件は損害賠償請求権の行使の制限に係る判決であるが、知財高裁は、同日付で、差止請求権の行使の制限についても判決(平成 25 年(ラ)第 10007 号及び 10008 号特許権仮処分命令却下決定に対する抗告申立事件)をしており(②③事件)、必要な限度で同事件にも言及する。

### 以下目次のみ

1. 事案の概要
2. 争点
3. 裁判所の判断
4. 考察
  - 4.1 本判決の意義
  - 4.2 判旨について
  - 4.3 残された問題

(以上 全 15 ページ)

<sup>1</sup> 本稿は、平成 26 年 12 月 10 日 SOFTIC 特許セミナー「FRAND 宣言必須特許の権利行使を考える—権利濫用の成否、損害賠償額の算定方法等—」において発表した内容に基づくものである(なお、SOFTIC「ソフトウェア関連発明の特許保護に関する判例研究会-平成 26 年度-」などを参照)。

<sup>2</sup> SOFTIC「ソフトウェア関連発明の特許保護に関する調査研究報告書-平成 25 年度-」21 頁以下の拙稿「東京地裁平成 25 年 2 月 28 日判決(平成 23 年(ワ)第 38969 号 債務不存在確認請求事件)」などを参照。